

2025 年 3 月 会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 会議が、2025 年 3 月 24 日及び 25 日に英国 (ロンドン) にて開催された¹。ASAF 会議の主な内容は、次のとおりである。

2025 年 3 月 ASAF 会議出席メンバー

(ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
パン・PAFA 会計士連盟 (PAFA)	Raymond Chamboko
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Rana Usman Khan 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	川西委員長、山口常勤委員
中国財政部会計司 (MOF-ARD)	Jie Xue
オーストラリア会計基準審議会 (AASB) 及びニュージーランド報告審議会 (XRB)	Keith Kendall、 Carolyn Cordery 他
サウジ勅許職業会計士協会 (SOCPA)	Abdulrahman Alrazeen
エフラグ (EFRAG)	Sebasti��n Harushimana 他
フランス国家会計基準局 (ANC)	Robert Oph��le 他
ドイツ会計基準委員会 (DRSC)	Sven Morich
イタリア会計基準設定主体 (OIC)	Elbano de Nuccio 他
英国エンドースメント審議会 (UKEB)	Pauline Wallace 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Carlos Valle 他
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Armand Capiscioltto 他
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Hillary Salo 他

(IASB 参加者)

Andreas Barckow 議長 (ASAF の議長)、Linda Mezon-Hutter 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

¹ 一部の ASAF メンバーはウェブ会議で参加。

2025 年 3 月 ASAF 会議の議題

議 題	予定 時間	実際 時間	参照 ページ
持分法	90 分	80 分	3
IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー	60 分	80 分	9
無形資産	90 分	95 分	12
資本の特徴を有する金融商品	90 分	75 分	15
デュー・プロセス・ハンドブックのレビュー	30 分	80 分	19
キャッシュ・フロー計算書及び関連事項	90 分	85 分	22
IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー	30 分	40 分	29
プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題	15 分	5 分	31

今後の日程(予定)

2025 年 5 月 28 日（臨時会議。ウェブ会議）

2025 年 7 月 7 日-8 日（対面会議）

ASAF 会議への対応

2. 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか ASAF 対応専門委員会、IFRS 適用課題対応専門委員会及びディスクロージャー専門委員会において検討を行った。

II. 持分法

議題の概要

3. 国際会計基準審議会（IASB）は 2024 年 9 月 19 日に公開草案「持分法会計—IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x 年改訂）」（以下、本章において「本公開草案」という。）を公表した（コメント期限：2025 年 1 月 20 日）。IASB は現在、本公開草案に対して寄せられたコメントの分析を行っており、2025 年 5 月の IASB ボード会議より審議を再開する予定である。
4. 本セッションでは、本公開草案に対して寄せられたコメントの概要及び IASB スタッフの予備的な提案の概要が説明された。また ASAF メンバーには、次の項目について意見が求められた。
 - (1) プロジェクトの目的及びアプローチに関する IASB スタッフの予備的な提案に対してコメントはあるか。
 - (2) 追加の分析が必要な主要論点のリストに関する IASB スタッフの予備的な提案に賛成するか。

なお、追加の分析が必要な主要論点のリストには、投資者の所有持分の変動、損失に対する投資者の持分の認識及び個別財務諸表において持分法を用いて会計処理される子会社の 3 つの論点が挙げられている。

ASAF 会議での議論の概要

5. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（プロジェクトの目的及びアプローチに関する IASB スタッフの予備的な提案）

プロジェクト全般について

- (1) プロジェクトの全体的な方向性に非常に大きな懸念がある。提案の一部に反対しているコメント提出者もいる中で、ほとんどが賛成意見であるとするアジェンダ・ペーパーのまとめ方には偏りがあるように見える。我々の法域の利害関係者の意見が検討されていないことに懸念がある。（ASBJ）
- (2) 我々の法域又は地域では IASB を支持するフィードバックを受けている。プロジェクト開始から 14 年経過している今、公開草案の提案が多様性を減らす改善策であると

人々が同意する限り、プロジェクトを完了する必要がある。

- (3) プロジェクトの方向性を支持するが、我々の地域における基準変更の影響は重大であり懸念する。
- (4) IASB スタッフの提案する範囲とアプローチを支持するが、「凝集性」(cohesiveness) が何を意味しているのか明確にすることを求める。また、適用上の疑問点として追加の検討をするかどうかのハードルの基準を明確にすることを求める。

投資と支配及び重要な影響力について

- (5) 投資には、支配しているか、支配していないかの2種類しかないという見方と、支配している投資、関連のない第三者への投資及びその中間の投資があるという見方があり、国際会計基準設定主体である IASB の IFRS 会計基準はこの2つの異なるビジネスモデルの両方に対処する必要があると考える。我々はコメント・レターで支配していない投資について、関連のない第三者への投資と同様であると考えた場合には IFRS 第9号「金融商品」(以下「IFRS 第9号」という。)を適用するか又は公正価値オプションを検討してはどうかとコメントした。これにより多くの懸念が解消され、持分法を継続適用することも可能となる。公開草案の提案は、どの当事者にとっても満足のいく改善にならないことを非常に懸念している。(ASBJ)
- (6) ((5)の発言に関して) 検討する場合はアジェンダ協議になると考えるが、持分法投資について例えば IFRS 第9号に基づく会計処理を適用できないかという点に関して我々の法域の利害関係者から大きな関心が寄せられていることを強調したい。
- (7) 我々の法域では一行連結か測定基礎のアプローチとより整合させるべきかどうかについて様々な見解が聞かれた。少数持分のすべてに IFRS 第9号の公正価値測定が適用されるのではないかと懸念する当事者にとって持分法は良い妥協案であるという意見もある。
- (8) 我々は IFRS 第3号「企業結合」(以下「IFRS 第3号」という。)、IFRS 第10号「連結財務諸表」、IFRS 第11号「共同支配の取決め」及び IAS 第27号「個別財務諸表」並びに IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(以下「IAS 第28号」という。)を1つのパッケージとして考えているが、このプロジェクトではそれが反映されていない。
- (9) 支配と重要な影響力の概念は対処されていない非常に基本的な問題であり、IASB は少なくともこれについて検討し、アジェンダ協議に挙げることもありえると考える。

それにより利害関係者は優先事項を確認し、IAS 第 28 号の根本的な見直しが必要かどうか、他のプロジェクトとのバランスが取れているかどうかを判断できる。

- (10) ((9) の発言に関して) アジェンダ協議のリストに挙げて利害関係者にプロジェクトの相対的な優先順位について伝える機会を与えることは可能であるが、のれんの償却・非償却と同様に、熱心な人々が意見を変えないことが根本的な原因であるため、一行連結か測定基礎かの調査に意味はないのではないか。14 年間にわたってリサーチを行ってきた結果、実際に人々が同意しているのは持分法に適用上の問題があり、そこにある多様性を減らすことだけである。5 年後に再検討して、状況が二転三転した上、10 年後もまだ一行連結と測定基礎について議論しているような状況は避けたい。新しい証拠がなければ新しい見解には至らない。(IASB Barckow 議長)

関連会社との取引から生じる損益の認識について

- (11) 我々の法域の企業には、多くの関連会社を保有し、関連会社間取引も多い企業が数多く存在しているため、我々にとって IAS 第 28 号は非常に重要な基準である。公開草案の提案は適用上の疑問点に対処しようとしているが、基礎となる概念や考え方のないルールを他の提案に広げることは非常に危険である。公開草案では適用上の整合性に言及しているが、原則主義の基準では、状況が異なれば結論が異なる可能性もある。例えば支配を喪失する取引と通常のアップストリーム及びダウンストリームの取引は経済的実質が異なる可能性があるため、1 つの会計処理をすべての取引に広げる根拠はないと考える。(ASBJ)
- (12) ((11) の発言に関して) 条件付対価の取扱いや取引コストの資本化など、提案によって IFRS 第 3 号や一行連結との整合性が混乱している。IASB は基礎となる原則をより明確にすることで基準の一貫性を改善する必要がある。
- (13) 関連会社との取引は必ずしも独立第三者間取引ではないため、ストラクチャリングの機会及び利益調整を生じさせる可能性がある提案である。このような提案によって比較可能性を達成する意義はないと考える。損益を全額認識させる一方、開示情報で補足する議論があるが、膨大な数の取引に関する開示情報が役立つとは考えていない。連結と同様に利益を消去して利用者が開示情報を確認する必要があるようにした従前の基準設定者の知恵であった。企業は既に利益の消去を行っており、追加のコスト負担はない。損益の全額認識については非常に重大な懸念があるため、少なくとも企業がこれまでの会計処理を継続できるように IASB が再検討することを求める。(ASBJ)

- (14) 我々の法域の一部の利害関係者は、投資者が関連会社との取引から生じるすべての利得又は損失を認識する提案に反対している。我々は 2014 年 9 月に公表された要求事項の修正の維持を提案する。IASB が公開草案で識別した原則 C を考慮すると、報告企業の境界線は投資者の関連会社の持分まで拡大されているため、関連会社との取引から生じる損益は実現していないと考える。

(追加の分析が必要な主要論点のリストに関する IASB スタッフの予備的な提案)

投資者の所有持分の変動について

- (15) 追加の所有持分の購入によって利益が生じる場合は、従来保有していた持分の帳簿価額に含まれるのれんと相殺されるべきである。公開草案の提案では追加の購入による利益のみを認識し、従来保有していた持分に対する減損損失を計上しないことで損益を操作する可能性があるかと懸念している。当初の取得と追加の取得が 1 つの取引を構成する場合、のれんの相殺を行わないと会計処理の結果が取引の経済実態と整合しなくなる。また、みなし取得又は処分である所有持分のその他の変動の経済実態は直接的な取得又は処分の経済実態とは異なるため、純損益の認識により財務諸表利用者が投資の利益を誤って判断する恐れがある。所有持分のその他の変動は資本で認識する必要がある。
- (16) 階層アプローチは追跡の複雑さ及び損失の取扱いの複雑さがあることは認めるが、他の選択肢はないと考える。何を検討しても現状より複雑さが増すため、何もする必要はないと考える。
- (17) 階層アプローチに反対しないが、取引時に何を原価に含め、何を取引コストとして費用処理するのかについて多様性があるため明確化する必要がある。
- (18) 持分の変動は最も主要な論点である。我々の法域では、階層アプローチは適用も監査も非常に難しく、コストがかかるという見解が広く聞かれている。妥協が必要であり、我々は最初の評価を採用する見解を非常に強く提案する。
- (19) 我々の法域又は地域では関連会社の非支配持分の変動による投資者の持分の変動は頻繁に発生しており、明確化が必要と考える。特に他の法域又は地域に多くの関連企業を設立しており、これらの関連企業が行うすべての取引を追跡し、持分法の観点からどのような影響があるかを確認しようとする、実務上の課題が非常に大きい。

損失に対する投資者の持分の認識について

- (20) 追加の持分購入時に未認識損失を「キャッチアップ」修正しない提案には反対である。

関連会社の実際の損失を隠蔽し、投資の実際の状況を反映できない可能性を懸念しているためである。

減損の兆候について

(21) 減損の兆候に関して、公正価値の「著しいか又は長期にわたる」下落を削除する提案に反対する。この提案により関連会社の価値が下がるたびに減損テストを実施する必要がある、非常に大きな負担となる可能性があるためである。

(22) 減損の提案には賛成であるが、「長期」などの特定の文言の削除により監査人が減損テストを頻繁に実施することを求めるようになる可能性があるため、IASB の意図に沿っているか検討すべきである。また、関連会社が上場している場合には持分を時価評価しなければならないという意図ではないことを明確にすべきである。

(23) 減損に関して IAS 第 36 号「資産の減損」（以下「IAS 第 36 号」という。）と整合性のある方法を検討する考えに賛成する。

個別財務諸表における取扱いについて

(24) 個別財務諸表において持分法が適用される子会社の問題に IASB が取り組むことを高く評価する。支配の喪失は重要な経済事象であり、連結財務諸表では残りの投資を公正価値で評価するが、これは個別財務諸表においても同様に有効と考えられる経済的概念であるため、持分法が適用される子会社について関連会社と同様に残りの投資を再評価しないという結論の再検討を求める。また、原価モデルについても検討することを求める。

その他の全体的な発言

(25) 我々の法域又は地域では特に懸念は聞かれていない。IAS 第 28 号には基礎となる原則があり長い間確立されていることを認識している。明確化やルール策定の要求に対応する中で、それらの原則との新たな矛盾が生じるような結果とならないようにすべきである。

(26) 基準設定者として作成者、監査人その他すべての人々に過度なコストがかからず、明らかに便益がコストを上回るようにするべきである。

(27) 賛否両論あるが、ルールではなく原則を求める声が強い。我々は実際に何らかの秩序を確立しようとしているが難しい。このプロジェクトは持分法に関するものであり、コストや個別財務諸表のプロジェクトではない。明確化や追加の検討に対応している

とプロジェクトが終わらない可能性が高い。より広範なプロジェクトを検討したいのであればオプションを再度議題に持ち込み、そもそもなぜ持分法があるのかという点に言及することになるだろう。全員が合意するかわからないが、このプロジェクトで我々が原則に合意すれば、ルールを増やさずにできるだけ原則に基づいたものにすることをほぼ達成していると考える。(IASB Barckow 議長)

(28) このプロジェクトには多くのトレードオフがある。理論的な原則に基づく整合性を確保することと実務上の課題に特定の提案を適用することや、この整合性を維持しながら一部の法域で重要とされる問題を追加することなどである。問題を個別に検討することでプロジェクトは複雑性を増し、矛盾が生じるリスクも高まる。我々は最善の方法で解決するように努める。(IASB スタッフ)

(29) トレードオフについてはコストと便益に関するコメントもあった。必ずしも原則を再検討する必要はないが、よりバランスの取れたコストと便益のアプローチのために要求事項を調整することは考えられる。(IASB 理事)

III. IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー

議題の概要

6. IASB は 2019 年 2 月より IFRS for SMEs 会計基準（以下「SMEs 会計基準」という。）の第 2 次包括レビューを実施し、2025 年 2 月 27 日に「IFRS for SMEs 会計基準第 3 版」を公表した。
7. 本セッションでは、「IFRS for SMEs 会計基準第 3 版」における主要な変更点も含めた、IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビューの概要について、IASB から情報が提供され、ASAF メンバーからの質問又はコメントが求められた。

ASAF 会議での議論の概要

8. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（SMEs 会計基準への取入れ項目について）

- (1) 今後は暗号通貨等の新たな無形資産や IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）の SMEs 会計基準への取入れについて検討する必要がある。
- (2) 「IFRS for SMEs 会計基準第 3 版」における公正価値、収益、概念フレームワークとの整合性及び連結等の重要な論点の変更を歓迎する。将来的には、開発コスト及び借入コストの資産化を検討してほしい。
- (3) 我々の法域においては、IFRS 第 16 号を非上場会社に対して適用する際に多くの困難があった。そのため、リースについては SMEs 会計基準における取扱いの検討を少し早く開始することも考えられる。
- (4) ((3)の発言に関して) まず、IFRS 第 16 号の適用後レビューを実施し、その後に SMEs 会計基準におけるリースの取扱いを検討したいと考えている。(IASB Barckow 議長)
- (5) ((1)、(2)及び(3)の発言に関して) IFRS 第 16 号、暗号通貨及び開発コストについては情報要請や公開草案へのコメントにおいてあまり多くの賛成を得ることができなかったため、今回の改訂に含めないこととなった。(IASB 理事)

（SMEs 会計基準の適用ガイダンス等の支援について）

- (6) SMEs 会計基準を我々の地域の言語に翻訳することは、我々の地域の作成者や規制当局の教育に非常に有益である。また、教育モジュールも我々の地域の専門家から強い

支持を受けるだろう。

- (7) 次回の SMEs 会計基準のレビューは早くて 2030 年となることが考えられるものの、世の中の変化のスピードも速い。この点、適用している法域において、SMEs 会計基準をより頻繁に変更することが必要とされているか確認したい。
- (8) ((7)の発言に関して) SMEs 会計基準を適用している企業には IFRS 会計基準の個々の変更に対応するリソースはなく、サービス・プロバイダー等に多くを依存しているため、会計基準の安定を望む声は多い。
- (9) IFRS 第 16 号が SMEs 会計基準から除外されたこと及び SMEs 会計基準が一定期間変更されないことを歓迎する。また、教育モジュールも我々の地域の利用者にとって重要であるため、教育モジュールの更新の予定を確認したい。
- (10) SMEs 会計基準を適用している企業はリソースが限られているため、適用ガイダンスの提供を歓迎する。
- (11) 収益認識及び公正価値に関する変更についての遡及適用は SMEs 会計基準を適用している企業にとって労力を要するため、より多くの適用の支援をお願いしたい。

(IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」(以下「IFRS 第 19 号」という。)との相違について)

- (12) SMEs 会計基準と IFRS 第 19 号とで開示要求が異なる理由を明確に理解できない開示要求もあるため、SMEs 会計基準における開示要求と IFRS 第 19 号における開示要求の考え方の違いを結論の背景等において明確化して頂きたい。
- (13) ((12)の発言に関して) IFRS 第 19 号を適用する会社は IFRS 企業を適用する親会社に報告する子会社であるため、親会社に報告する情報を既に有している。そのため、SMEs 会計基準を適用する企業と IFRS 第 19 号を適用する企業とでは開示のコストが異なっており、開示要求に差が生じている。(IASB 理事)
- (14) 複雑でない企業の監査基準を開発している国際監査・保証基準審議会や NP0 向けの会計基準の開発を行っている IFR4NP0 等の他の国際的な団体とも引き続きコミュニケーションを取って頂きたい。

(IFRS 会計基準との相違について)

- (15) IFRS 会計基準の分類及び測定原則をより多くのシステムに取り込みやすくなり、SMEs 会計基準から IFRS 会計基準への移行の負荷も低減されることから、認識及び測

定については SMEs 会計基準においても IFRS 会計基準とできるだけ同じものであることが望ましいと考える。

(16) SMEs 会計基準を適用する企業には、将来上場する可能性のある企業も含まれており、必ずしも非常に小規模な会社だけが SMEs 会計基準を適用するわけではない。この点、我々の法域の会計基準では、複雑な取引を行う際には IFRS 会計基準を参照するアプローチとしている。

IV. 無形資産

議題の概要

9. IASB は、第 3 次アジェンダ協議で優先度が高いとされた無形資産について、2024 年 4 月にリサーチ・プロジェクトとして作業計画に追加し、プロジェクトを開始した。本セッションでは、2024 年 4 月からの IASB スタッフの調査及びアウトリーチのアップデートを共有し、本プロジェクトの今後の方向性についての ASAF メンバーの意見が求められた。
10. ASAF メンバーへの質問は次のとおりである。
- (1) IASB スタッフの当初の気づき事項について質問やコメントはあるか。
 - (2) 当初の気づき事項及び主に 2025 年 3 月のアジェンダ・ペーパー17A における広範なグループの項目に関する IASB スタッフの分析を踏まえ、
 - ① IASB スタッフの分析にはない、IASB が考慮すべき事項はあるか。
 - ② プロジェクトの方向性について、どのような戦略的な助言があるか。
 - ③ 適時の改善の必要性和、包括的レビューの必要性を示唆しているほとんどのトピックに利害関係者のコンセンサス又は合理的な支持が欠如していることとのバランスをどのように取ると考えるか。

ASAF 会議での議論の概要

11. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(プロジェクトの範囲及び対象)

- (1) 有形資産と同じ経済的実体を有する、新しい無形資産が多数存在し、物理的な形態に焦点を当てた定義が時代遅れになっているため、売買目的で保有する無形資産の会計処理や無形資産の定義の近代化に関するプロジェクトを支持する。(ASBJ 他)
- (2) プロジェクトの対象として物理的な形態に焦点を当てない場合でも、インタンジブルズについては様々な見解があり、無形資産の認識要件を満たさない費用に限定されるという見解もあれば、過去に一度も費用化されていない経営者のカリスマも含まれるという見解もあるため、インタンジブルズ以外の新しい用語を検討すべきだと考える。(ASBJ)
- (3) ((2)の発言に関して))経営者のカリスマのようなものが財務諸表において報告され

るべきであるとは思わない。

- (4) 新しい種類の無形資産に対応できないとの利害関係者からの懸念に対応するために無形資産の定義を明確にすることが重要であると考ええる。
- (5) 投資目的で保有する無形資産については、規制環境や政策に応じた検討が必要であるため、本プロジェクトとは独立したプロジェクトとすべきである。
- (6) 利害関係者からのフィードバックは、無形資産の種類によって異なるため、資産の種類ごとに具体的な議論が必要であると考ええる。

(無形資産の認識範囲の拡大及び測定)

- (7) 法域又は地域において自己創設無形資産の認識を拡大する強いニーズは聞かれていない。
- (8) 無形資産の測定については、公正価値測定ではなく現行のモデルを維持すべきであると考ええる。
- (9) 無形資産を公正価値で測定することについての制限を再検討すべきである。

(無形資産の開示の改善と財務諸表の境界線について)

- (10) 開示の改善については、まず、注記を含めた財務諸表に何を含め、何を含めるべきではないかに関する財務諸表の境界線について、明確な目的や方針がなければ、プロジェクトを進める上で困難に直面する可能性が高いと考える。(ASBJ 他)
- (11) 財務諸表の境界線について本プロジェクトの中又は別のプロジェクトとして取り扱うことも考えるべきである。
- (12) 本プロジェクトでインタンジブルズについて、より多くの情報を得たいという情報ニーズには対応する必要があると考える。
- (13) 開示は、会計処理においてまず一貫性、比較可能性、透明性が確保された上で、最後に検討すべきものである。
- (14) インタンジブルズとその費用の開示については、課題があり、多くのコストが生じる可能性がある他、認識していないものを追加で開示することに疑問が生じる可能性がある。

(プロジェクトの進め方について)

- (15)適時に改善を行うという観点で段階的アプローチに賛成するが、全体の整合性が確保されていることを確認するために、マイルストーンを定義する必要がある。
- (16)開示は、利害関係者のニーズに短期的に応えることができると考えるため、段階的アプローチによる場合に優先度が高いと考える。
- (17)戦略的な観点から、投資家からのフィードバックに焦点を当てる必要があると考える。我々の法域では、暗号資産、環境クレジットについて、投資家の要望に基づき既に対応している。しかし、ソフトウェア・コストについては、投資家から認識拡大を忌避する要望を受けて、当初のプロジェクトの方向性であった、ソフトウェアの認識拡大の方向性を修正しており、こうした結果も参考に、投資家のフィードバックに留意すべきと考えている。
- (18)開示への対応は予想以上に長い時間と多くの資源を必要とするわりに見込まれる便益は高くないと考える。既に財務諸表利用者が適切な質問により情報を入手できているため、まず開示に資源を割くことには反対する。

V. 資本の特徴を有する金融商品

議題の概要

12. IASB は、公開草案「資本の特徴を有する金融商品（IAS 第 32 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 1 号の修正案）」の表示及び開示に関する提案及びフィードバック並びに 2025 年 2 月の IASB ボード会議における議論のアップデートを ASAF メンバーに提供し、フィードバックに対応した表示及び一部の開示に関する修正案への可能性のある変更並びに表示及び一部の開示の修正の最終化のタイミングについて ASAF メンバーの意見を求めるとされている。
13. ASAF メンバーへの質問は次のとおりである。
- (1) IASB が望ましいと考える表示のアプローチ（普通株主、その他の参加型金融商品の所有者及び非参加型金融商品の所有者に帰属する純利益を区分して表示する）は、投資家のニーズと財務諸表作成者の追加の情報を作成するコストとのバランスを最もよく取っているということに同意するか。この表示のアプローチを進める場合に、IASB が他に考慮すべき事項はあるか。本プロジェクトの目的及びアプローチについてどのように評価しているか。
 - (2) 開示の要求事項の（削減を含む）修正案は、大多数の利害関係者の懸念に対応していると考えるか。修正案を最終化する前に IASB が考慮すべきその他の懸念はあるか。
 - (3) 表示及び開示の要求事項の最終化のタイミングの評価において、IASB が考慮すべき関連する事項は他にあるか。

ASAF 会議での議論の概要

14. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（表示について）

- (1) IASB が望ましいと考えるアプローチに賛同する。
- (2) 純利益を参加型金融商品と非参加型金融商品に区分する方法や定義についてガイダンスが必要である。
- (3) 参加型金融商品と非参加型金融商品の定義付けが重要な課題であるものの、多くの種類の金融商品があり、今後も開発されていくため、拘りすぎるべきでない。

- (4) IAS 第 33 号「1 株当たり利益」（以下「IAS 第 33 号」という。）を適用していない企業や非上場企業、信用組合などに当該開示要求を適用するかどうかといった適用の範囲について検討する必要がある。
- (5) 提案の表示の適用の範囲に関して、何が課題かについて考えを聞きたい。私としては、IAS 第 33 号を適用していない企業ではコストが増加するということ、非上場企業では様々な種類の金融商品が普及していないこと及び財務諸表利用者が同じ情報を必要としていないことの 3 つの可能性を考えている。（IASB 理事）
- (6) 大部分の非上場会社は複雑な資本性金融商品を保有していないものの、適用の範囲を IAS 第 33 号に拘ると、例外的にそうした商品を保有する企業が漏れる恐れがある。
- (7) 基準の最終化にあたっては、当該アプローチが実際にどのように機能するかフィールド・テストを行う必要がある。
- (8) 当該アプローチは複雑であり、特に非上場企業について当該アプローチを取り入れるために十分な移行期間を設ける必要がある。
- (9) IAS 第 33 号の既存の問題が当該要求事項にどのような影響を与えるのか検討が必要である。
- (10) 純損益の帰属の表示に焦点を当てることについて、財務諸表利用者が求める情報を提供することになるのか検討する必要がある。
- (11) 並行して検討されている IAS 第 28 号のプロジェクトとの整合性を確認して頂きたい。
- (12) 宣言された分配金の権利の表示について課題があると考えられ、表示が複雑となる可能性がある。
- (13) 非支配持分について参加型/非参加型の配分に関する情報がないため、連結グループの観点からのわかりやすさに疑問がある。また、連結グループベースで利益を配分することに実務上問題が生じないか懸念している。
- (14) 我々の法域における調査では、異なるタイプの資本性金融商品の利益の配分の開示に対する関心はそれほど高くなかったが、提案された IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の開示については多くの関心が寄せられた。

（開示について）

- (15) 利害関係者のコストに対する懸念について、作成者のコストを削減するために開示要求事項を変更する提案を高く評価する。(ASBJ 他)
- (16) どの程度コストが削減されるのか、また開示される粒度について比較可能性があるのかを明確にして頂きたい。(ASBJ)
- (17) 「清算にあまり焦点が当たらないようにする」との提案を支持する。
- (18) 「清算にあまり焦点が当たらないようにする」ということについて、どのような開示が求められるのか明確にして頂きたい。(ASBJ 他)
- (19) 清算の優先順位に関する開示は、規制の異なる複数の法域で活動するグループや多くの金融商品を保有するグループでは導入が難しいと考えられ、当該要求事項を削除することを提案する。
- (20) ((18)の発言に関して) 金融商品の性質と優先順位の開示を維持するものの、その開示は清算時にどのようなになるのかを先取りする趣旨ではなく、請求権の契約条件と貸借対照表日の状況に基づいて、どのような性質の請求権があるのかを開示することを意図している。(IASB スタッフ)
- (21) ((20)の発言に関して) 貸借対照表日における金融商品の性質を開示することに関して、これがさらに進んで、将来における仮定の事象まで開示することが求められることになるのであれば懸念する。
- (22) 普通株式の最大限の希薄化の開示についての提案を支持する。
- (23) 普通株式の最大限の希薄化の開示について、希薄化の可能性も考慮せずに示すのであれば、投資家にとって有益かどうか疑問である。
- (24) 契約条件の開示について、金融商品ごとに契約条件が異なるため、個々に示すことで開示のコストが高くなることを懸念している。
- (25) ((24)の発言に関して) 契約条件ごとに集約して開示することが難しいという意見について、クラスごとに集約して開示することを推奨することにより情報開示の過多を解消できると考える。
- (26) 作成者のコストを軽減するために開示の粒度を有用性のバランスを考慮し、開示要求をさらに簡素化することを提案する。また、開示要件や適用範囲をさらに明確化することを提案する。

(最終化のタイミングについて)

- (27) 表示及び開示に関する改訂の最終化を急ぐ理由はないとする提案に賛同する。
- (28) 実務適用にあたって利害関係者が検討しなければならない課題や明確化が必要な事項があると考ええる。
- (29) フィールド・テストの実施や設例の作成を求める意見や、公開草案の再公開を求める意見があったことを踏まえると、短期間で最終化することは困難であると考ええる。
- (30) 分類やその他の開示に関連する改訂は完了していないため、先立って表示及び開示に関する改訂を最終化した場合、手戻りとなる可能性や却って混乱を招く可能性がある。
- (31) 分類に関する議論に時間がかかるのであれば、より良い情報を早く財務諸表利用者に提供するために、表示及び開示に関する改訂をプロジェクトから分割することが考えられる。
- (32) 企業が IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」(以下「IFRS 第 18 号」という。)を導入する準備ができているとは考えられない。今回の提案で資本についてより詳細に検討する状況にあるため、IFRS 第 18 号の適用時期について検討すべきである。
- (33) プロジェクト計画では、分類に関する要求事項を含めすべての議論を 2026 年中にまとめ、2026 年末までに最終的な改訂を公表することを予定している。(IASB スタッフ)

VI. デュー・プロセス・ハンドブックのレビュー

議題の概要

15. IFRS 財団は 2024 年 12 月 19 日に公開草案「IFRS 財団『デュー・プロセス・ハンドブック』の修正案」（以下「本公開草案」という。）を公表しており、本セッションでは、ASAF メンバーに修正案についての概要を紹介するとともに、修正案に関する質問及び初期的な見解を共有する機会を提供するとされていた。

ASAF 会議での議論の概要

16. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（ISSB の創設をハンドブックに反映すること）

- (1) コネクティビティについて、単に会計基準とサステナ開示基準とで矛盾しない基準を開発することに終始している印象がある。利用者のニーズである、相互に補完し合う基準を開発するために、開発のプロセス全体を通じて利害関係者との対話が必要と考える。
- (2) SASB スタンダードについてはどのデュー・プロセス手続が必要となるかが明確でなく、SASB スタンダードが従うべきデュー・プロセス手続はあまり厳しくない印象を受ける。

（適用後レビュー（PIR）に関する修正案について）

- (3) 現在の提案のとおり、適用後レビュー（以下「PIR」という。）の具体的な開始日を明確化しなかった場合、IASB 又は ISSB が適時に PIR を開始したかどうかを IFRS 財団が効果的にモニタリングできるのか疑問である。なぜなら、十分な情報を獲得した時という現在の判断を必要とする修正案からは、PIR の実施時期の要件を曖昧にしているような印象を受けるからである。また、遅くてもいつ PIR を開始すべきかをハンドブックで示すべきであると考え。（ASBJ 他）
- (4) PIR の開始日として、現在定められている「新たな要求事項が国際的に 2 年間適用された後」という時間軸は、適用開始に伴う影響を理解するには十分な期間と言えない一方で、PIR の開始期限は遅くとも 5 年にすべきである。なぜなら、時間の経過とともに多くの利害関係者が新基準の実務に慣れてしまい、適用上の課題点に関する有益な情報が得られなくなると見込まれるためである。

(PIR に追加すべき対応について)

- (5) これまでに実施された IASB の PIR の経験を踏まえると、適用後相当期間経過後にしか PIR が開始されない場合、新基準を変更することに伴うコストが高くなりすぎて費用対効果の観点からもはや新基準の変更ができなくなり、結果として PIR の実効性が低くなると考えている。したがって、新基準の適用上の問題が生じた際に、適時に基準を改善するためのプロセスを追加で設定することを検討すべきであるとする。(ASBJ 他)
- (6) FASB (米国) の「3 段階アプローチ」が参考になると考えており、このアプローチを検討する場合には、既存の IFRS 解釈指針委員会や移行リソース・グループ (TRG) 等もより有効に活用することができるのではないかと考える。
- (7) (上記(6)の発言について) PIR、IFRS 解釈指針委員会、及び TRG はいずれも別々のことを目的としたものである。現在の枠組みにおいて、基準の内容を変更することができるのは IASB の理事会のみであって、IFRS 解釈指針委員会や TRG で行うことはできない。(IASB Barckow 議長)
- (8) PIR を行うにあたって、基準設定における不具合を探しがちであるが、その基準が現在の取引の状況をうまく反映できているのかという点がより注視されるべきであるとする。
- (9) 直近の PIR の結果については十分でないとする意見が聞かれている。

(年次改善に関する変更)

- (10) 年次改善の対象範囲を拡大するのであれば、提案されている 90 日間のコメント期間では不十分であるとする。デュー・プロセス監督委員会が、修正の範囲が狭いことや緊急性があることを認めるなど、コメント期間短縮のための正当な理由がない限り、コメント期間を 120 日とすることを提案する。なぜなら、公開草案を各法域の母国語に翻訳し、提案内容が本当に軽微又は狭い範囲の変更かどうかを確認するには、より長い時間が必要だからである。さらには 1 つのパッケージとして公開されることで提案の数が増えるため、公開草案自体も長くなって、確認により長い時間が必要となる可能性がある。(ASBJ)
- (11) 軽微な改善 (Minor Improvements) について、エディトリアルな修正以上の内容となり、基準の内容自体に変更が生じることになるのであれば、このような簡便なプロセスで済ませてしまうことへの疑問がある。また、我々の法域の利害関係者は、

修正案では、このプロセスで具体的にどのような変更が行われるのかがわからないとして、懸念の声を表明している。

(IFRS 解釈指針委員会におけるデュー・プロセスの明確化)

- (12) 我々の法域では、IFRS 解釈指針委員会が、要望書に対応する手段として、アジェンダ決定、IFRS 解釈指針又は狭い範囲の基準の修正のいずれを選択するか要件についてもデュー・プロセス・ハンドブックに記載されるべきであるという意見が聞かれている。
- (13) デュー・プロセス・ハンドブックの第 5.17 項において、IFRS 解釈指針委員会が基準設定プロジェクトの必要性を評価する要件として、「広がりのある影響 (wide spread effect)」を有することを求めており、加えて「当該状況又は取引は広く存在し (prevalent)」と、「IFRS 会計基準の適用に不統一 (diversity) がある」の 2 要素が含まれることを意味するとしている。しかしこの要件により、一部の論点が対応されなくなりかねず懸念している。これらの 2 つの要件を分けることで、IFRS 解釈指針委員会が問題に対処すべきかどうかを評価するにあたり柔軟な運用が可能になると考える。
- (14) 我々の地域では、IFRS 解釈指針委員会の役割について様々な議論がなされている。我々は関連性の低い要望書が提出されることを避けるために、一企業にのみ関連するような論点ではなく、各国の基準設定主体が対応すべき論点のみ、IFRS 解釈指針委員会で検討されるべきであると考ええる。
- (15) 我々の法域では、IFRS 解釈指針委員会におけるアジェンダ決定等の範囲をデュー・プロセス・ハンドブックで明確化すべきであるとの声が上がっている。
- (16) 我々の法域では、デュー・プロセス・ハンドブックにおいて IFRS 解釈指針のアジェンダ決定の撤回又は廃止に言及すべきではないかという意見がある。

(その他の絞った修正)

- (17) アンケート (Survey) が意見発信のための追加的なツールとして活用されるだけなのであれば問題ないが、これによってコメント・レターを発信することが推奨されなくようであれば、それに伴う悪影響を懸念する。なぜなら、単に用意された選択肢の回答を選ぶのみでは、正確なニュアンスを伝えることが困難だからである。

VII. キャッシュ・フロー計算書及び関連事項

議題の概要

17. 2024年9月のIASBボード会議において、キャッシュ・フロー計算書及び関連事項プロジェクト（以下、本章において「本プロジェクト」という。）をリサーチ・パイプラインからリサーチ・プロジェクトに移動した。また、IASBボード会議では、次の事項がプロジェクトで検討する可能性のある項目として識別された。

- (1) キャッシュ・フローを分類する要求事項
- (2) キャッシュ・フロー計算書に係る情報を分解する要求事項
- (3) 現金及び現金同等物の定義
- (4) 直接法の使用に関する要求
- (5) 非資金取引の影響
- (6) 一般的に使用されるキャッシュ・フロー指標に関する情報
- (7) 金融機関のキャッシュ・フロー計算書

18. 2024年12月のASAF会議では、初期のリサーチから得られた予備的な知見として主に次の内容が報告されている。

- (1) 2024年6月に開催された資本市場諮問委員会(CMAC)及び世界作成者フォーラム(GPF)の合同会議並びに2024年11月に開催されたCMAC及びGPFの各会議から得られたフィードバック
- (2) IFRS会計基準を適用している一部企業の財務諸表に関する分析

19. 本セッションでは、本プロジェクトの初期的リサーチでの発見事項及び調査結果を踏まえたプロジェクトの初期分析と次のステップについて示された。

20. ASAFメンバーへは、次の項目について意見が求められた。

- (1) IASBの初期的リサーチの結果について、質問又は意見はあるか。
- (2) 初期的リサーチの結果を踏まえ、IASBがプロジェクトの次のステップを検討することに関連して：
 - ① 利害関係者の優先事項として識別されたトピックに同意するか。

- ② 我々が検討対象から漏らしている詳細なトピックがあると思うか。
- ③ 相互に関連し合っているという性質から、一緒に評価することが最も有益と思われるトピックはどれか。
- ④ プロジェクトの次のステップを決定するにあたって考慮する予定の主要な要素 (Key Factor) について、意見はあるか。

ASAF 会議での議論の概要

21. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(プロジェクトの進め方)

実現可能性と潜在的な複雑性

- (1) 基準設定の実現可能性は評価しないとしつつ、各トピックの潜在的な複雑性の評価を行っている点について、複雑性が高いトピックを示すことで実現可能性を評価しているように見えるため、両者の関係又はどのように評価したのか説明頂きたい。(ASBJ)
- (2) ((1)の発言に関して) ここでは実現可能性という観点での複雑性の評価は行っておらず、相互に影響するものを識別しようとしていた。(IASB スタッフ)

1つのプロジェクトとするか分割するか

- (3) 範囲を限定して複雑でないものだけを対象とする方法と、例えばプロジェクトを分割し、1つずつ対処する方法の2つがあると考えられるが、いずれの場合も改善できる部分は早期に改善し、まとめてすべてを完了させる必要はないと考える。(ASBJ)
- (4) 相互に結びついているため、プロジェクトを分割することには疑問がある。(IASB 理事他)
- (5) 投資家から、非資金取引の開示を要望する声が聞かれている。非資金取引を調整表に含める場合、別個のプロジェクトとして行うべきか、このプロジェクトの一部として行うべきか。分割して少数のものを先に完了させ、その後残りに対応できるようにも思えるが、関連性が高い場合、分割するメリットはない。(IASB 理事)
- (6) ((5)の発言に関して) 非資金取引を分割するのは難しい可能性がある。別々に扱う理由がわからない。
- (7) ((5)の発言に関して) まとめて対処するのが良いが、一部がすべてを遅らせている

状況であれば、その部分を分割して先に進めることを提案する。プロジェクトを分割するかどうかを決定するためには、まず議論を始める必要がある。(ASBJ)

- (8) ((7)の発言に関して) まず順序の問題があるか、又は同時にできることを検討し、1つのプロジェクトとするか、ある段階で必要に応じて分割することが考えられる。プロジェクトを分割するか否かについて決定する時期が非常に重要である。(IASB Barckow 議長)

包括的な見直し、部分的な見直し

- (9) 利用者が何を求めているかを把握し、できる限り効率的な方法でそれらを提供する方法を考えるべきである。既に情報は開示されているため、全体的に見直す必要はなく、投資家が理解しやすくすることが重要である。利用者は、キャッシュ・フロー計算書と損益計算書をリンクさせる必要があると述べている。キャッシュ・フロー情報が散在していることや、キャッシュ・フロー計算書から他の財務諸表や注記、勘定科目への参照表示が不足しており必要な情報を探すのが困難であるとの意見が多くの利用者から寄せられている。参照表示を実現するために、キャッシュ・フロー計算書だけでなく、損益計算書又は貸借対照表についても検討すべきである。
- (10) 我々の研究では、キャッシュ・フロー計算書について包括的な見直しが必要であるとの結果は出ていない。利用者からは、非資金取引について要望があるため、そこに焦点を当てた的を絞った改善とすべきである。

現金及び現金同等物の定義と非資金取引の影響の相互関連性

- (11) 現金及び現金同等物と非資金取引は関連しており、現金及び現金同等物をまず定義しなければ非資金取引の影響の議論はできない。
- (12) 複雑性が高いため、対応には時間がかかると考えられる。

(プロジェクトの範囲)

- (13) 追加的な開示の検討を要望する。企業が行う作成及び分類の選択に関する開示、企業集団内のキャッシュ・フローなど、現在 IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」(以下「IAS 第7号」という。)がキャッシュ・フロー情報を提供している項目についても検討を求める。非経常的なキャッシュ・フローにかかる情報は、利用者から要望がある。

(現金及び現金同等物の定義)

- (14) 潜在的な複雑性が高いと評価することに同意する。
- (15) 現金及び現金同等物の定義を優先すべきである。
- (16) 現金又は現金同等物が短期の債務を履行するために保有されていない場合の取扱いの明確化が有用であるとのフィードバックがあった。
- (17) グループ・プーリング契約や財務管理契約についての疑問点が聞かれている。IAS 第7号には十分なガイダンスがないため、ガイダンスの提供が有益である。
- (18) 現在の現金及び現金同等物の定義は不明確であり、現金同等物の比較可能性が欠如している懸念があるため、明確化すべきである。
- (19) 我々の法域の作成者は概念的なものを求めておらず、短期の基準を3か月とすることを求めている。
- (20) 短期の基準は、事業モデルによって異なるべきであり、どのように定義しているかを説明することで対応できる。
- (21) 暗号通貨/デジタル通貨について、調査が必要である。

(非資金取引の影響)

- (22) 特に支払代理人が決済を行う取引は重要である。利害関係者は、分類と非資金取引との間に有益な相互関係がある可能性に着目している。
- (23) 利用者は、非資金取引についてのより詳細な情報を求めている。

(キャッシュ・フロー計算書に係る情報を分解する要求事項)

- (24) 一部の利害関係者は、成長投資と維持投資などは明確な区分を設けることが困難であるため、基準設定の実現可能性について懸念を示しているが、MPM とすることは可能であると考える。
- (25) 成長投資と維持投資などの定義づけは困難であるため、一般的に使用されるキャッシュ・フロー指標により対処することを推奨するメンバーがいた。
- (26) 作成者から成長投資と維持投資を区別することは難しいとの意見が聞かれており、利用者からも優先順位は高くないとの意見が聞かれているため、費用と便益のバランスを検討する必要がある。
- (27) 成長投資と維持投資、運転資本等の指標の定義と算出方法の明確化について財務管理

上の定義との整合性も含めて提案する。

(28) 成長投資と維持投資に関して、追加的な情報を望む意見が利用者から多く聞かれている。作成者は負担が増えるため現状で十分であると考えている。

(29) IFRS 第 18 号の分解がどのように影響するのかについては、IFRS 第 18 号に基づく財務諸表が公表された後に検討し、その情報に基づいて利用者に再度質問することが考えられる。

(30) セグメント・キャッシュ・フローについての要望が聞かれている。

(キャッシュ・フローを分類する要求事項)

(31) IFRS 第 18 号との整合性を含め分類及び小計の定義は、検討する価値がある。分類及び小計の定義は、一般的に使用されるキャッシュ・フロー指標（特にフリー・キャッシュ・フロー）と関連性があるので、一緒に取り扱うことに利点がある可能性がある。我々の法域の利害関係者は、利用可能な選択肢の数を削減することが、分類に関する問題の改善に役立つ可能性があるとの意見である。

(32) キャッシュ・フローを分類する要求事項を IFRS 第 18 号と整合させることの重要性やより一貫性のある分類のガイダンスの必要性が聞かれた。

(33) IFRS 第 18 号は、損益計算書における分類とキャッシュ・フロー計算書における分類の整合性を完全には達成していない。

(34) IFRS 第 18 号との整合性については、損益計算書とキャッシュ・フロー計算書の整合性を検討することであると考ええる。

(35) IFRS 第 18 号との整合性について、利用者の優先度は高くない。(IASB 理事)

(36) 分類については、我々の法域の利用者の優先事項ではない。

(37) キャッシュ・フローの表示に関して、資金の一元管理、企業集団内での外貨換算、サプライヤーとの財務契約等の取引について留意が必要であると考ええる。

(38) リバース・ファクタリングやサプライヤー・ファイナンス等のキャッシュ・フローの分類について、判断が困難であるため、検討する価値がある。

(一般的に使用されるキャッシュ・フロー指標に関する情報)

負債の純額

(39) 我々の法域では、利用者から負債の純額の調整表について求める声が聞かれるが、作成者は必要な情報が得られないと主張している。

(40) ((39)の発言に関して) 我々の法域では一般的ではない。

(41) 可能であれば、純負債計算書や運転資本の変動計算書を検討して頂きたい。

フリー・キャッシュ・フロー

(42) 業種によって異なるため、定義は必要ではないと考えている。

(43) 一般的に使用されているが、定義を定め、調整表を作成すべきかについては利用者から様々な意見が聞かれている。

(44) 定義を求める意見や MPM の調整表を求める意見が利用者から多く聞かれた。

(45) フリー・キャッシュ・フローや分配可能キャッシュ・イン・フロー等キャッシュ・フローに関する非 GAAP 指標の標準化の実現可能性を探るための協議や研究は行う価値があると考ええる。

(直接法の使用に関する要求)

(46) 我々の法域では、直接法の使用が奨励されているが、採用している上場企業は非常に少ない。また、利用者も関心は高くなく、直接法を求める強い要望も聞かれていない。

(47) ((46)の発言に関して) 全面的に賛成する。直接法については作業を行わず、間接法に焦点を当てるべきである。

(48) プロジェクトの方向性として、利用者及び作成者のいずれを優先するのか示されていない。学術研究の結果は直接法に高い関連性を見出している一方で、利用者は間接法をより有用だと考えている。作成者にいずれかを推奨することが良いことか疑問である。

(49) 少数の法域では直接法が多く使用されており、また間接法が主流となっている法域もある。どちらの方法も同様に有効であり、それが問題とは考えていない。

(50) 直接法について対応する必要はない。

(金融機関のキャッシュ・フロー計算書)

(51) 金融機関のキャッシュ・フロー計算書は有用性がないとの一貫した結果を得ている。

- (52) 金融機関のキャッシュ・フロー計算書の議論に着手する必要はない。
- (53) 作業計画に含める場合は、プロジェクトの最終段階で実施すべきである。
- (54) 金融機関のキャッシュ・フロー計算書を作業計画の範囲から除外することの影響を評価するためにさらに研究することを推奨したメンバーがいた。
- (55) 優先事項としないことに、我々の法域の利害関係者は不満を抱いている。
- (56) ((55)の発言に関して) まず全般的なトピックを研究することで保険会社を含む金融機関についてより良い解決策を見出せる可能性があると考えたためである。(IASB Barckow 議長)

VIII. IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー

議題の概要

22. IASB は 2023 年 12 月のボード会議において、IFRS 第 16 号について適用後レビュー（以下「IFRS 第 16 号 PIR」という。）を開始することを決定し、2024 年 6 月より、IFRS 第 16 号 PIR を開始している。
23. IASB は、2025 年 6 月末に IFRS 第 16 号 PIR の一環として情報要請（以下「RFI」という。）を公表し、利害関係者からのフィードバックを求める予定である。ASAF 会議では、情報共有目的で、IASB スタッフが提案した RFI に含める質問事項及び IASB ボード会議での暫定決定について説明された。その上で、RFI に含める質問をより明確にするために改善できることはないかという観点から ASAF メンバーに対してコメントが求められた。

ASAF 会議での議論の概要

24. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) IASB は、RFI でトピックごとに具体的な質問を行った場合、質問されたすべての要求事項について IASB が再考する意思があるとの印象を与えてしまうことを懸念して、一般的かつ包括的な質問を行う意向であることには同意できない。日本の会計基準設定主体としての経験に基づけば、トピックごとに具体的な質問を行い寄せられた意見を分析することは、IASB 理事会メンバーやスタッフにとって効率的かつ効果的であると考えている。(ASBJ)

(2) IFRS の適用上の問題への対処について IFRS 解釈指針委員会がその役割を担っていることを RFI の導入部分に記載してはどうか。また、我々の地域では、実際の購入とは異なるソフトウェアのリース契約や IAS 第 36 号との関係が優先度の高いトピックと考えているが、質問に含まれていない。

(3) 我々の法域では、業種によっては、当初の想定より継続的なコストが大きくなることがあったと聞いており、実際にどのようなことがコストを生じさせているのかを調査する価値があると考えている。

(4) リースの識別、セール・アンド・リースバック取引と一般的なリース取引の会計処理の違いについて焦点を当てるべきであると考えている。また、現金以外の対価を含むリース取引や、連結財務諸表作成時に連結会社相互間のリースの取引の相殺消去が複雑である。

- (5) RFI に含めるべき質問に関する IASB スタッフの提案を支持するが、再生可能電力契約の発展により財務諸表の表示上の重要性が高まっていることを踏まえるとリースと資産の実質的な購入の相違に関する論点（リースの識別に関する論点）に関する質問を RFI に含めるべきである。
- (6) IASB が RFI で IFRS 第 16 号と他の IFRS 会計基準、特に IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」との関係（セール・アンド・リースバックに関する論点）に関する質問を含めることに同意する。
- (7) 我々の法域では、IFRS 第 16 号の当初の適用段階において、利害関係者より、リース期間や将来の業績に連動した変動リース料、IFRS 第 9 号との関係についての意見が寄せられた。
- (8) IFRS 第 16 号の適用におけるコストについて、人工知能がリースの識別等の適用コストに影響を与えている可能性がありどのような状況になっているのか、また、IFRS 第 16 号の適用による便益について、負債資本比率や財務制限条項への抵触への影響がどの程度問題になっているかという観点に焦点を当てることも考えられる。
- (9) 将来の基準設定活動の参考とする観点からは、質問をさらに具体的なものとするのが有効であると考え。また、会計基準の適用に関して多くのサポートが必要であったことに鑑みると、適用後レビューの観点から移行リソースグループを設置すべきであったかどうかを考えさせられている。

IX. プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題

議題の概要

25. 本セッションでは、IASB のプロジェクトの近況報告、2025 年 5 月 28 日に開催予定の次回 ASAF 会議で取り上げる議題並びに 2025 年 7 月 7 日及び 8 日に開催予定の ASAF 会議で取り上げる議題についての議論が行われた。
26. 2025 年 5 月 28 日に開催予定の ASAF 会議の議題として「気候関連及びその他の不確実性」が提案されている。
27. また、2025 年 7 月 7 日及び 8 日に開催予定の ASAF 会議の議題として以下が提案されている。
- (1) 引当金一時的を絞った改善
 - (2) 料金規制対象活動
 - (3) 第 4 次アジェンダ協議
 - (4) 超インフレ

ASAF 会議での議論の概要

28. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) 企業結合—開示、のれん及び減損のプロジェクトのアップデート並びに財務諸表の境界線に関する議論を取り上げて頂きたい。また、我々の法域ではセグメントに関するリサーチを行っており、7 月又は 9 月の ASAF 会議でこのリサーチを紹介したい。
- (2) ASAF 会議の参加メンバーも増えたため、時間の配分について検討して頂きたい。また、料金規制対象活動についてはコストと便益の関係は重要な論点であるため、議論したいと考えている。
- (3) ((1) 及び(2) の発言に対して) 無形資産についての財務諸表の境界線に関する議論を 7 月に取り上げるのは早すぎるかもしれないが、要望があったことに留意し、適切な時期に議題とするか検討する。時間の配分については、今後は参加メンバーが増えたことに対応して、見直していきたい。(IASB Barckow 議長)

以 上